

第 1 編 総論

はじめに（国民保護に関する袖ヶ浦市の基本的な考え方）

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱

第 4 章 市の地理的、社会的特徴

第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

第 1 編 総論

はじめに（国民保護に関する袖ヶ浦市の基本的な考え方）

今日の国際社会において、世界規模の戦争が発生する可能性は低くなってきた一方で、民族間や宗教の対立による地域紛争、国際テロなどが新たな脅威として、その対応が求められている。

平成13年9月の米国同時多発テロをはじめ、近年では世界各地で爆弾テロ等が発生または直前で防止されている。

我が国においても、本格的な侵略行為を受ける危険性は低下しているものの、世界的なテロ組織が、我が国を標的としていることが明らかになったことをはじめ、武装不審船の出没や大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が差し迫った課題となっておりと考えられる。

このような背景のもと、国では、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）」（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成16年6月には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法案が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

市では、国民保護法や千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、袖ヶ浦市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定し、市としての責任を適切に果たすこととする。

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市国民保護計画の趣旨、構成について定める。

1. 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2. 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

3. 市国民保護計画の特色

(1) 策定の基本的な考え方

本計画の作成にあたっては、「基本指針」、「県国民保護計画」、「市町村国民保護モデル計画」に基づき、「袖ヶ浦市地域防災計画」を参考に作成した。

(2) 袖ヶ浦市の実情・特色にあった計画

本市においては、石油コンビナート地帯、ガス工場、火力発電所などが立地しているほか、都市部、田園地帯等多様な地域特性を有していることを配慮し策定した。

(3) 大規模テロなどの記述を充実

石油コンビナート地帯等で発生することが想定される大規模テロについて、対応モデルを提示するなど具体的な記述に努めた。

(4) 初動体制を充実

国における事態認定前であっても緊急事態が発生した場合における初動対応を切れ目のないものとするよう体制の充実を図った。

(5) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障がい者等の災害時要援護者をはじめとして、市民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

4. 袖ヶ浦市地域防災計画等との関連

(1) 袖ヶ浦市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。

これらの一部については、地震等の自然災害発生時などに対処するための「袖ヶ浦市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国等による事態認定が行われる初動段階においては、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じて「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

本市においては、石油コンビナートが立地していることから、当該コンビナートを対象とした武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の対処が必要となる。

これらの災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行うものとする。

5. 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針を以下の通り定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者・障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報の伝達や避難誘導、救援などについて、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

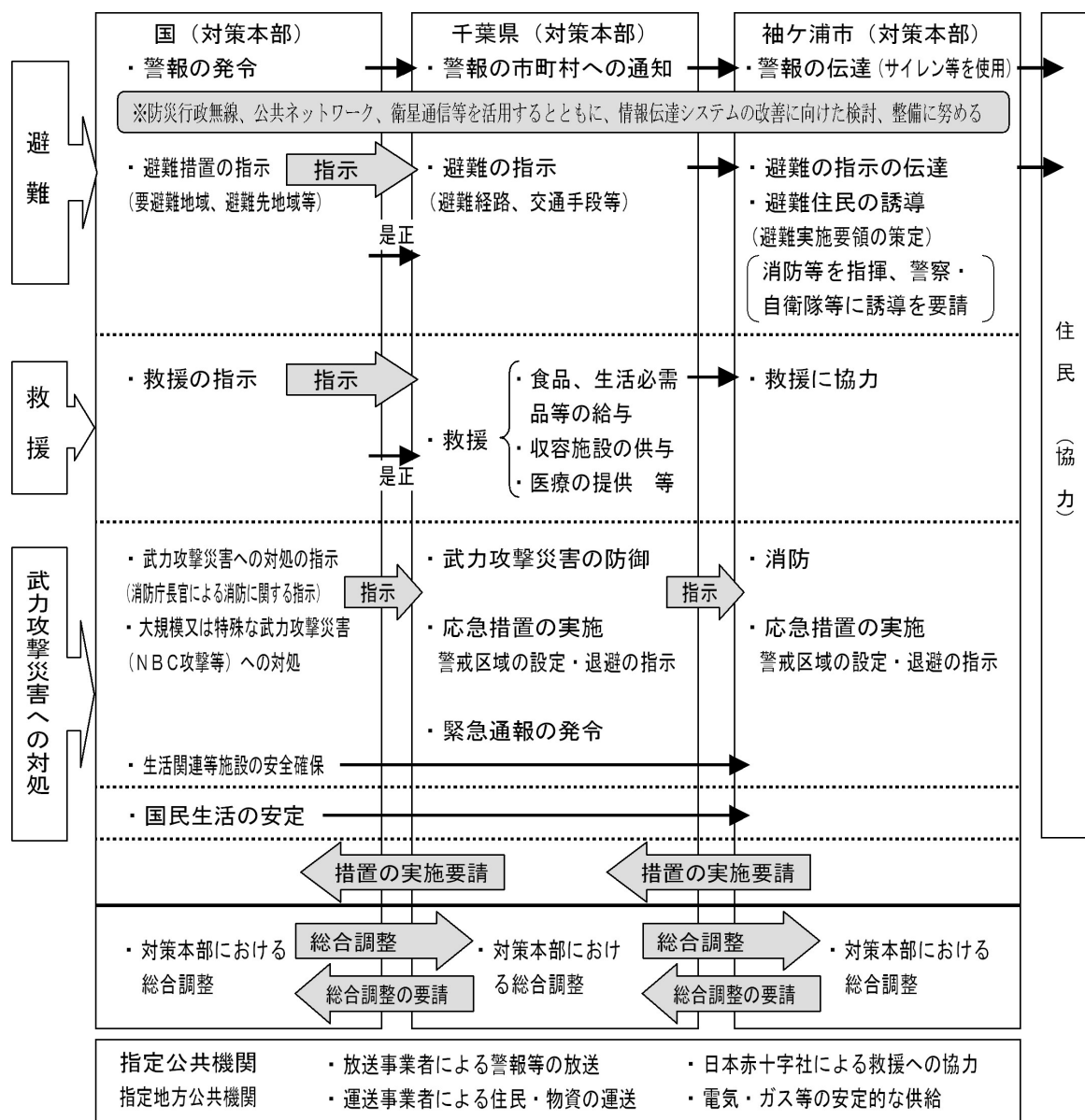
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※ 国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1. 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、関係機関の連絡先電話番号等は【資料編2-1】に整理する。

○ 市

	事務又は業務の大綱
袖ヶ浦市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 県

	事務又は業務の大綱
千葉県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関

	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安 監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮すべき地理的、社会的特徴とそれらを踏まえた留意事項を以下のとおりとする。

1. 地形

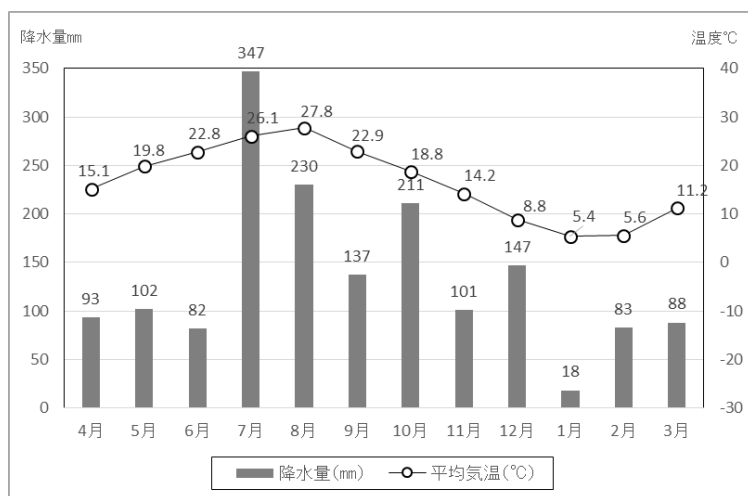
袖ヶ浦市は、千葉県の東京湾側のほぼ中央部にあって、東経139度58分、北緯35度26分に位置している。北は東京湾に面し、東は市原市、南から西にかけて木更津市に接している。東西14km、南北13.5kmとその形状は羽蝶形をなし、面積は94.92Km²である。

本市の海岸線は京葉臨海工業地帯を形成し、市原市とともに石油コンビナートを擁している。また、海岸線に沿ってJ R東日本の内房線、国道16号があり、その背後の標高40mの丘陵地帯で宅地造成が行われ住宅地区を形成している。また、北西部及び南部は、平野で地味肥沃な田園となっている。なお、二級河川の小櫃川（延長80,800m）が東西に貫流して東京湾に注いでいる。【図1】

2. 気候

本市における気象は、一般に年間を通じて温暖湿潤である。雨量はほとんど梅雨期と台風期における前線低気圧等に占められており、地域的に降水量が多い。年間における主な風向きは、夏の季節風は南西、冬の季節風は北ないし北西の風が吹き、台風接近の際は特に風雨が一層強く、注意することが必要である。【図2－1及び2－2】

【図2-1】 本市における降水量・温度の状況（令和3年度）



【図2-2】 本市における風の状況（令和3年度）
（各観測地点における風速・風向き等）

測定局 / 坂戸市場	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	8.5	11.0	8.4	8.3	10.6	5.9	13.0	8.8	12.8	9.9	9.8	9.6	9.6	9.8	9.6
平均風速 (m/s)	3.0	3.4	2.3	2.2	3.1	2.6	2.9	2.5	3.1	3.1	2.9	3.0	3.1	2.9	3.0
最多風向き	SE	SSW	SE	SW	SSW	N	N	N	N	NNW	N	N	NNW	N	N
最大風速の風向き	SW	SW	NNW	NNW	SSW	SW	NNW	SW	NW	NNW	NNW	SW	NNW	NNW	SW

測定局 / 長瀬	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	6.0	5.4	6.0	6.3	5.9	5.0	8.3	5.6	7.5	7.8	6.3	6.1	6.1	6.3	6.1
平均風速 (m/s)	2.0	1.5	1.4	1.2	1.6	1.7	1.9	1.6	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.1	2.0
最多風向き	E	SSW	E	E	E	NE	NE	E	NW	NW	NW	NE	NW	NW	NE
最大風速の風向き	E	SSW	NW	E	NW	E	NW	ENE	NW	NW	NW	NE	NW	NW	NE

測定局 / 代宿	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	6.6	6.9	6.0	5.0	7.8	4.2	6.6	5.5	10.5	7.0	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
平均風速 (m/s)	1.8	2.1	1.5	1.4	1.9	1.1	1.3	1.4	1.9	2.0	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7
最多風向き	C	SSW	ESE	C	SSW	C	C	C	NW	NNW	NNW	C	NNW	NNW	C
最大風速の風向き	SSE	SSW	S	NNW	SSW	SE	NNW	NW	WNW	NW	NW	WNW	NNW	NNW	WNW

測定局 / ミツ作	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	12.3	14.6	10.5	9.7	15.3	7.5	9.0	12.3	13.3	9.9	11.2	12.9	12.9	11.2	12.9
平均風速 (m/s)	3.5	4.2	2.5	2.2	3.5	2.4	2.5	2.5	2.3	2.5	2.6	3.2	3.2	2.6	3.2
最多風向き	E	SSW	E	E	SSW	N	E	E	E	E	E	E	SSW	SSW	SSW
最大風速の風向き	SSW	SSW	S	SSW	SSW	SSW	NNW	SSW	SSW	SW	SW	SSW	SSW	SSW	SSW

測定局 / 蔵波	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	9.3	10.8	8.9	7.6	11.7	6.1	10.0	8.9	10.5	8.4	8.4	10.3	10.3	8.4	10.3
平均風速 (m/s)	3.0	3.4	2.3	2.1	2.9	2.4	2.5	2.3	2.8	2.8	2.7	3.0	3.0	2.7	3.0
最多風向き	N	S	SE	SE	N	N	N	N	NW	NW	NW	N	N	NW	N
最大風速の風向き	S	S	S	WNW	S	S	NW	S	SSW	WNW	WNW	S	S	WNW	S

測定局 / 吉野田	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	7.9	8.4	5.6	6.4	7.7	4.5	5.9	7.2	7.3	5.4	5.5	8.2	8.2	5.5	8.2
平均風速 (m/s)	2.0	2.2	1.2	1.1	1.8	1.1	1.3	1.5	1.8	1.5	1.7	1.8	1.8	1.5	1.8
最多風向き	WSW	W	WSW	C	WSW	C	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	ENE	ENE	ENE	ENE
最大風速の風向き	W	W	W	W	W	W	ENE	WSW	WSW	WSW	WSW	ENE	ENE	ENE	ENE

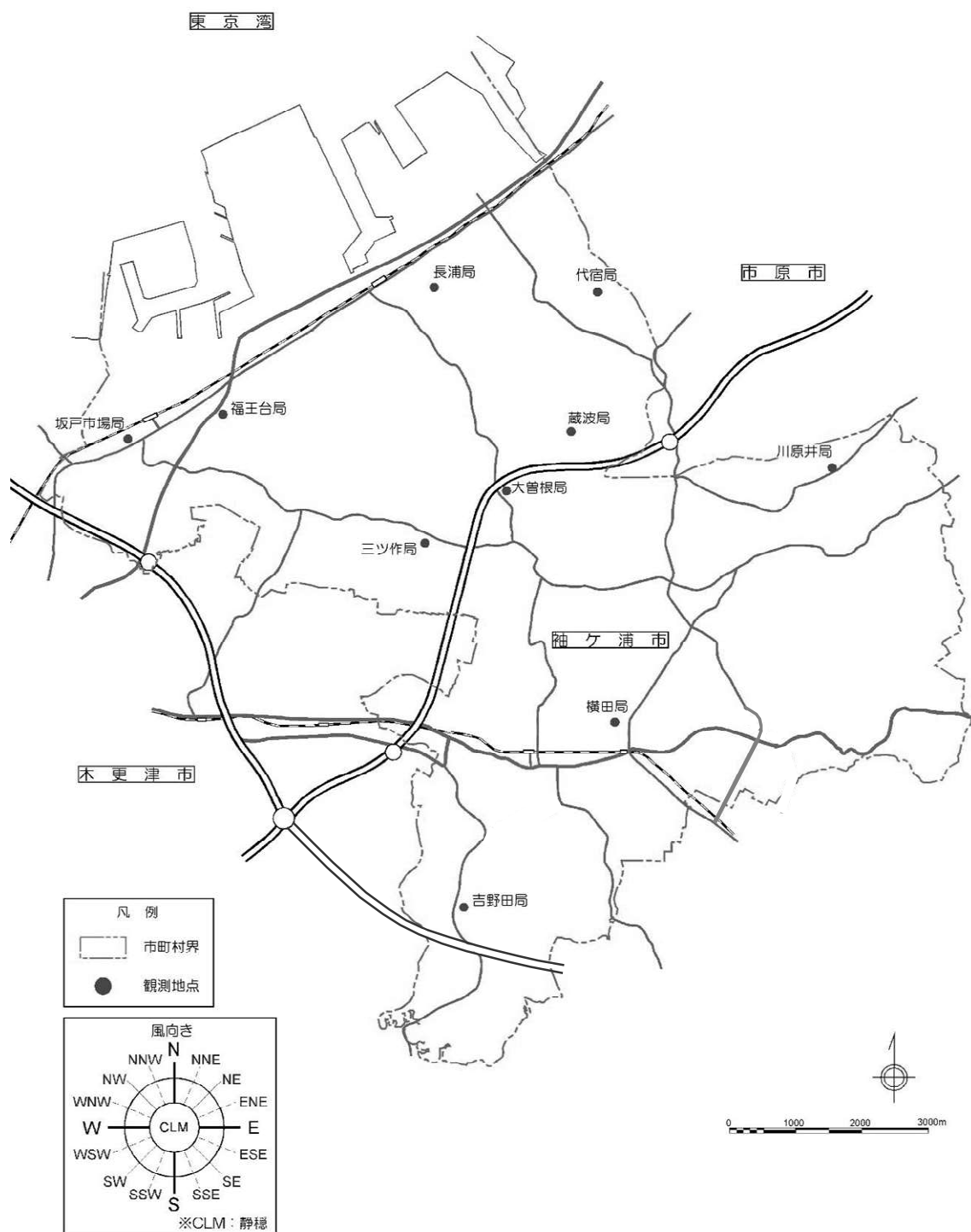
測定局 / 横田	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.3	11.1	11.8	11.8	11.1	11.8
平均風速 (m/s)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	2.8	3.1	3.1	2.8	3.1
最多風向き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	N	SE	SE	SE	SE	SE
最大風速の風向き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	NNW	SW	SW	SW	SW	SW

測定局 / 川原井	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	9.1	11.1	-	7.5	10.4	6.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均風速 (m/s)	3.0	3.2	-	2.0	2.7	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最多風向き	ESE	SW	-	ESE	SW	NNE	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最大風速の風向き	WSW	WSW	-	ESE	WSW	ENE	-	-	-	-	-	-	-	-	-

測定局 / 福王台	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	8.8	9.6	6.6	6.8	9.6	6.3	10.1	8.6	8.2	7.8	7.1	7.0	7.0	7.1	7.0
平均風速 (m/s)	2.8	3.1	2.1	2.0	2.7	2.5	2.7	2.4	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
最多風向き	SE	SW	SE	SE	SW	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE
最大風速の風向き	WSW	WSW	SW	SW	WSW	NE	NNE	WSW	WSW	N	WSW	SW	WSW	WSW	SW

測定局 / 大曾根	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1時間値の最高値 (m/s)	6.7	7.1	6.6	5.3	8.1	3.9	6.7	5.9	6.6	5.1	6.1	7.0	7.0	6.1	7.0
平均風速 (m/s)	1.8	2.1	1.3	1.2	1.8	1.4	1.4	1.3	1.8	1.6	0.6	1.7	1.7	0.6	1.7
最多風向き	SW	SW	SSE	SSE	SW	NNE	NNE	NNE	NNE	N	N	NNE	NNE	N	NNE
最大風速の風向き	SW	SW	SW	SW	SW	SW	NNE	SW	SSW	N	WSW	SW	WSW	WSW	SW

(観測地点の位置)



3. 人口分布

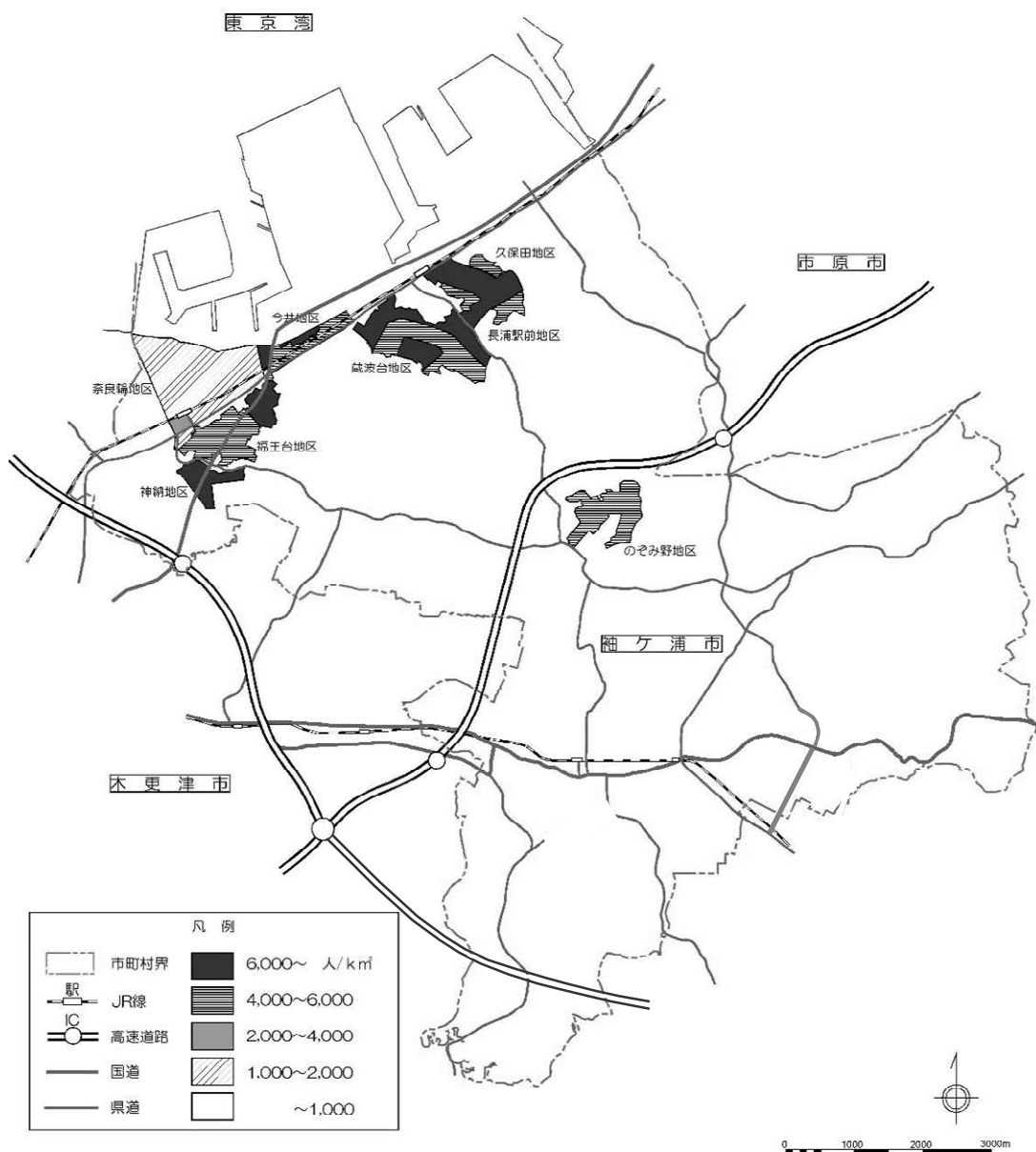
本市の人口は令和4年4月1日現在65,415人、28,799世帯が在住し、人口密度は689.1人/㎢である。

JR袖ヶ浦駅や長浦駅周辺の住宅地（奈良輪1・2丁目、袖ヶ浦駅前1・2丁目、福王台1～4丁目、神納1・2丁目、今井、今井1・2・3丁目、蔵波台1～7丁目、久保田1・2丁目、長浦駅前1～8丁目）等、昭和・長浦地区に市の人口の約7割が居住しているほか、のぞみ野地区で人口の集中がみられる。

また、年齢5歳階級別分布をみると、45～49歳の階級が最も総人口に占める割合が高くなっている。

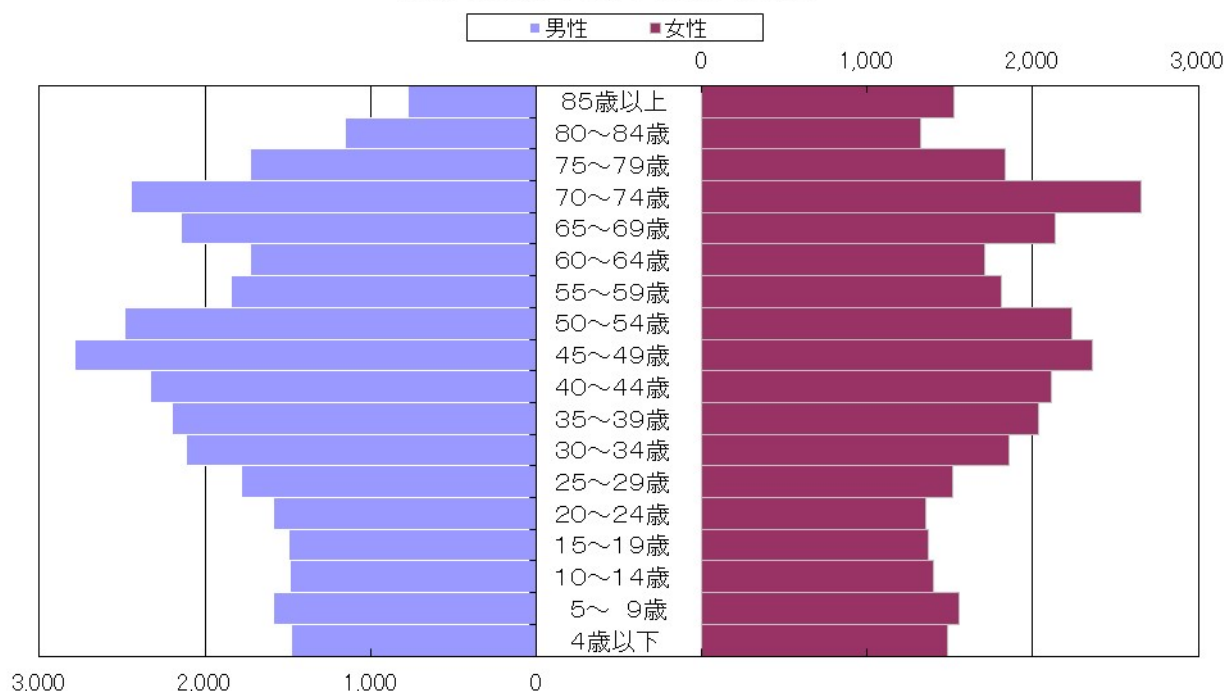
【図3-1及び3-2】

【図3-1】 本市の人口集中地域



【図 3－2】 本市の人口分布（大字別・男女年齢構成別）

人口ピラミッド（令和4年4月1日現在）



大字名等	人口（人）	割合
坂戸市場	1,745	2.67%
奈良輪	3,446	5.27%
奈良輪 1丁目	203	0.31%
奈良輪 2丁目	221	0.34%
袖ヶ浦駅前 1丁目	1,521	2.33%
袖ヶ浦駅前 2丁目	1,948	2.98%
福王台 1丁目	786	1.20%
福王台 2丁目	925	1.41%
福王台 3丁目	1,977	3.02%
福王台 4丁目	1,556	2.38%
神納 1丁目	734	1.12%
神納 2丁目	1,155	1.77%
神納	4,735	7.24%
南袖	7	0.01%
今井	175	0.27%
今井 1丁目	566	0.87%
今井 2丁目	668	1.02%
今井 3丁目	398	0.61%
蔵波	6,369	9.74%
蔵波台 1丁目	1,563	2.39%
蔵波台 2丁目	1,109	1.70%
蔵波台 3丁目	604	0.92%
蔵波台 4丁目	892	1.36%
蔵波台 5丁目	1,158	1.77%
蔵波台 6丁目	2,140	3.27%
蔵波台 7丁目	1,163	1.78%
久保田	2,244	3.43%
久保田 1丁目	217	0.33%
久保田 2丁目	195	0.30%
代宿	2,158	3.30%
久保田代宿入会地	16	0.02%
権の森	1	0.00%
北袖	0	0.00%
中袖	0	0.00%
長浦	90	0.14%
長浦駅前 1丁目	394	0.60%
長浦駅前 2丁目	1,006	1.54%
長浦駅前 3丁目	422	0.65%
長浦駅前 4丁目	639	0.98%
長浦駅前 5丁目	730	1.12%
長浦駅前 6丁目	969	1.48%
長浦駅前 7丁目	830	1.27%
長浦駅前 8丁目	495	0.76%

大字名等	人口（人）	割合
飯富	1,013	1.55%
下新田	264	0.40%
三ツ作	278	0.42%
大管根	453	0.69%
野田	200	0.31%
勝	129	0.20%
のぞみ野	3,347	5.12%
永地	298	0.46%
下泉	279	0.43%
高谷	436	0.67%
三箇	877	1.34%
三箇錯綜	0	0.00%
川原井	663	1.01%
林	172	0.26%
野里	1,228	1.88%
上泉	1,081	1.65%
永吉	129	0.20%
岩井	307	0.47%
百目木	433	0.66%
百目木飛地	0	0.00%
百目木錯綜	0	0.00%
横田	2,950	4.51%
大鳥居	169	0.26%
三黒	67	0.10%
谷中	113	0.17%
真里錯綜	10	0.02%
下内橋錯綜	7	0.01%
戸国飛地	38	0.06%
下根岸	76	0.12%
阿部	169	0.26%
堂谷	49	0.07%
打越	164	0.25%
大竹	97	0.15%
滝の口	345	0.53%
吉野田	211	0.32%
玉野	57	0.09%
上宮田	139	0.21%
下宮田	67	0.10%
外国人	930	1.42%
総 数	65,415	100.00%

4. 道路の位置等

国道16号が海岸線沿いに延び、市原市と木更津市につながっている。また、南部には国道409号が東西に延びているほか、410号が市域の一部を通過している。

また、館山自動車道が市の中央を横断し、本市と都心とをつなぐ重要な幹線道路となっている。

南部には首都圏中央連絡自動車道、西部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経て神奈川県川崎市とつながっており、広域交通の要所となっている。【図4】

5. 鉄道、港湾等の位置

鉄道は、J R内房線が海岸線沿いに市原から木更津方面に延びており、袖ヶ浦駅と長浦駅がある。また、市の南部には木更津から久留里方面に久留里線が走り、横田駅と東横田駅（無人駅）がある。

また、東京湾アクアラインを経て川崎市、横浜市とを結ぶ交通の拠点として、袖ヶ浦バスターミナルが、袖ヶ浦 I Cの近くに整備されている。

港湾は、東京湾北袖地区、中袖地区、南袖地区が海岸線の工業地帯に沿って存在する。岸壁は水深3m～7.5m、公共けい船岸壁は総延長8,243m、300～5,000重量トンクラスの船舶を対象としている。【図4】

6. 自衛隊施設等

隣接する木更津市には、下記の自衛隊施設が所在する。

(陸上自衛隊) 木更津駐屯地：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊、 木更津駐屯地業務隊
(海上自衛隊) 航空補給処
(航空自衛隊) 木更津分屯基地：第4補給処木更津支処

7. その他

(1) 石油コンビナート

本市の東京湾沿岸埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、特別防災区域（京葉臨海中部地区）が指定されている。

京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市、本市から構成されるが、このうち本市は北袖地区及び中袖地区が指定されており、扱う石油量、事業所数等は以下のとおりである。【図4】

石油：4,432千kl（22.04%※¹）

高圧ガス：261百万Nm³※²（11.06%※¹）

特定事業所※³数：16箇所（内石油と高圧ガスの両方を扱う事業所数：7）

その他事業所数：21箇所（すべて石油を扱う事業所）

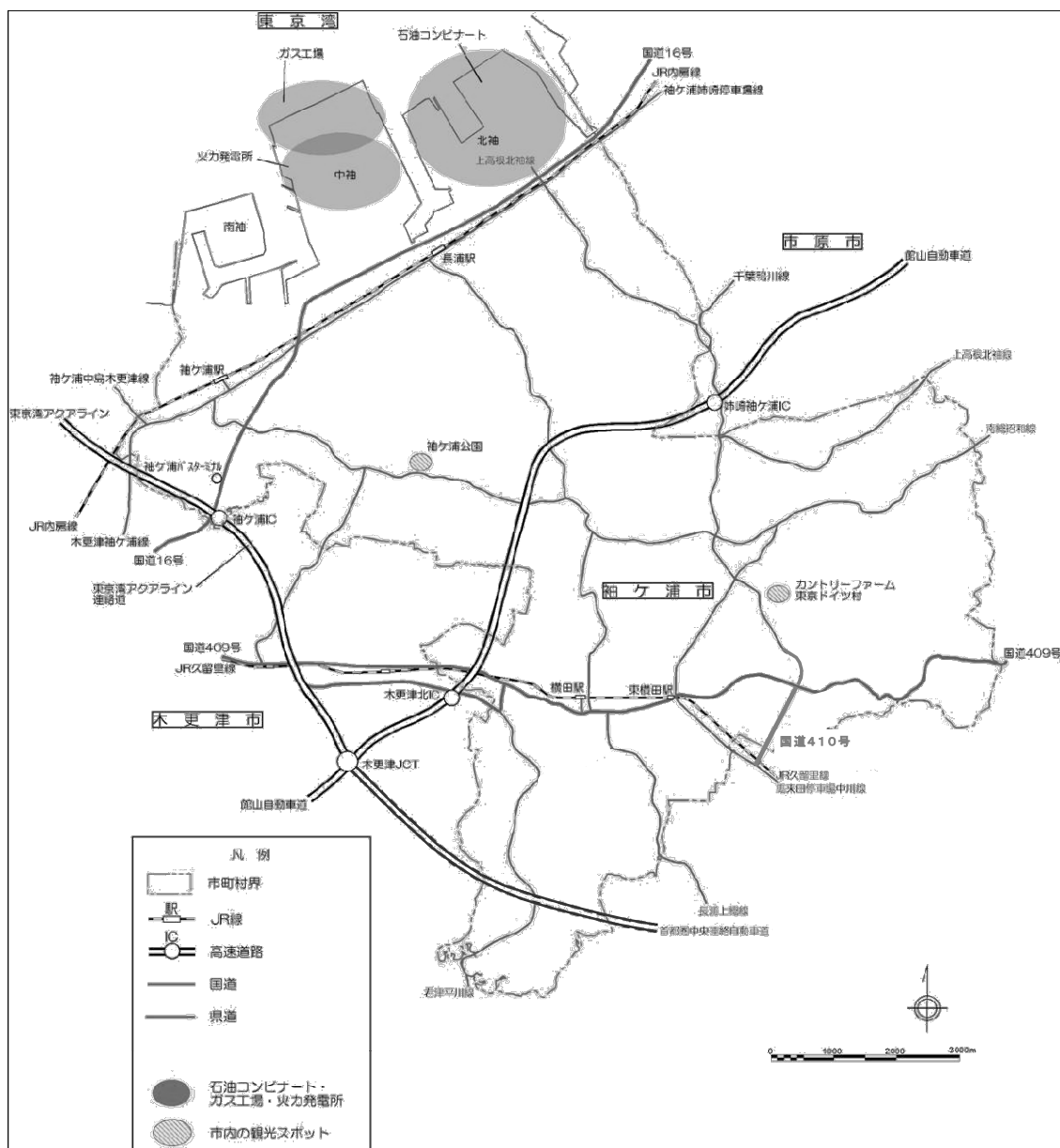
※（所蔵・取扱・処理量：令和4年1月1日現在、事業所数：令和4年1月1日現在）

※1 千葉県石油コンビナート等特別防災区域における割合

※2 Nm³：0℃1気圧における気体の体積を表す単位

※3 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準以上の事業所などで石油コンビナート等
災害防止法の規制を受ける事業所

【図4】 本市の道路・鉄道・港湾等の位置



(2) 本市における人口流動

①通勤・通学者の状況

本市に在住している通勤・通学者のうち約54%（17,677人）が市外へ、本市に通勤・通学している人の約48%（13,608人）が市外在住となっている。【表1】

②本市における観光入込客数

市内観光入込客数は、令和2年度現在、年間126万人程度となっている。

【表1】 本市における通勤・通学流動（令和2年度国勢調査）

（袖ヶ浦市在住の通勤・通学者）

（袖ヶ浦市への通勤・通学者）

※小数点第2位を四捨五入しているため合計が合わないことがある

	人数	割合
総数	37,112	100.0%
袖ヶ浦市内	17,570	47.3%
総数(市外)	19,542	52.7%
市原市	5,221	14.1%
木更津市	5,023	15.4%
千葉市	2,504	7.7%
23区内	1,874	5.8%
君津市	1,351	4.2%
その他	3,569	9.6%

	人数	割合
総数	35,843	100.0%
袖ヶ浦市内	17,570	49.0%
総数(市外)	18,273	51.0%
木更津市	4,766	13.3%
市原市	4,763	14.6%
君津市	1,536	4.7%
千葉市	1,453	4.5%
富津市	605	1.9%
その他	5,150	14.4%

8. 本市での留意事項

本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの発生に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

(1) 市内立地施設に係る留意事項

臨海部において石油化学等のコンビナート地帯や電力施設やガス施設を形成していることから以下の点に留意すべきである。

- ・液化天然ガスやメタンなどの可燃性物質の爆発のほか、一酸化炭素等の有毒ガスの漏洩拡散のおそれがある。
- ・大規模な爆発が発生した場合、爆風、放射熱等の影響が広範囲に及ぶおそれがある。
- ・臨海部と人口密集地区が近接していることから、爆発に伴う有毒ガスや爆風等の被害が大きくなるおそれがある。
- ・災害に伴い、生産や経済などへの2次災害効果が大きくなるおそれがある。

(2) 人口流動に係る留意事項

通勤・通学、観光客などの交流人口が多いことから、帰宅困難者対策について、以下の点に留意すべきである。

- ・「むやみに移動を開始しない」を基本原則とする。
- ・企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要がある。
- ・企業等に所属する人でも本市に留まった後は整然と帰宅させる必要があることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する必要がある。
- ・帰宅支援の準備が整うまでの期間、一時的に避難可能な施設の検討等を行う必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1. 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態（4類型）を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2. 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態例を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う。

分類	類 型	事 態 例
攻 撃 対 象 施 設 等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・ 大規模集客施設、駅、バスターミナル等の爆破 ・ 列車等の爆破 ・ 政治経済活動の中核（市役所、トンネル、電力・通信施設 等）に対する攻撃
攻 撃 手 段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ